



府 食 第 5 7 5 号

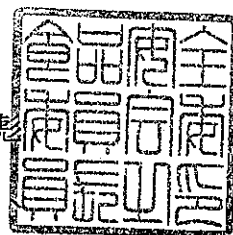
平成 2 0 年 5 月 2 9 日

厚生労働大臣

舛添 要一 殿

食品安全委員会

委員長 見上 彪



食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（回答）

平成 2 0 年 5 月 1 9 日付け厚生労働省発健第 0 5 1 9 0 0 1 号により貴省から
当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づき厚生労働大臣が食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合のうち、
以下の場合、同法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働
省令で定められている次に掲げる事項について水道により供給される水の水質
基準値を改正する場合。

有機物（全有機炭素（TOC）の量）